平成２３年６月

建設工事入札参加者の皆様へ

四日市市

平成２３年度の格付基準及び入札制度等については下記のとおりとしますので、熟読のうえ遺漏なきようお願いします。

なお、上下水道局、市立四日市病院の発注についても、特に定めのない限り下記の格付け基準及び入札制度等を準用します。

記

１．格付けランク及びその発注金額等について

（平成２３年６月１日から平成２４年５月３１日まで適用）

格付けは、経営事項審査結果通知書の総合評定値に工事成績評点等の主観点数を加えた総合点に基づくほか、完成工事高、技術者数、建設業許可区分を勘案して行います。

なお、経営事項審査結果通知書の範囲は、審査基準日が平成 21 年 10 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までのものとします。

【土木一式工事】

ランク	発注金額	総合点	完成工事高	技術者	許可
A	5000 万円以上	760 点以上	2 億円以上	１級国家資格者　３名以上	特定
B	2500 万円以上 5000 万円未満	650 点以上	1 億円以上	国家資格者　３名以上 （うち1級国家資格者1名以上）	
C	1000 万円以上 2500 万円未満	590 点以上	3 千万円以上	国家資格者　３名以上 又は国家資格者　２名以上 （うち1級国家資格者1名以上）	
D	1000 万円未満	530 点以上	1 千万円以上	国家資格者１名以上	
E	500 万円未満	上記以外			

【建築一式工事】

ランク	発注金額	総合点	完成工事高	技術者	許可
A	1000 万円以上	700 点以上	２億円以上	１級国家資格者　２名以上	特定
B	5000 万円未満	550 点以上	1 億円以上	国家資格者　２名以上	
C	1000 万円未満	上記以外			

【舗装工事】

ランク	発注金額	総合点	完成工事高	技術者
A	200 万円以上	560 点以上	5 千万円以上	国家資格者　２名以上 （うち１級国家資格者１名以上）
B	500 万円未満	510 点以上	1 千万円以上	国家資格者　２名以上 又は １級国家資格者　１名以上
C	200 万円未満	上記以外		

※市外業者については、格付けランクは行いません。

◆備考

（１）総合点の算出方法は次のとおりです。

総合点　＝　①総合評定値＋②主観点数

①総合評定値

総合評定値は、経営事項審査結果通知書に記載されている総合評定値とします。

②主観点数

【工事成績加点表】

工事成績評点	90 点以上	85 点以上 90 点未満	80 点以上 85 点未満	75 点以上 80 点未満	70 点以上 75 点未満
加減点数	＋２５	＋２０	＋１５	＋１０	＋５

55 点以上 60 点未満	50 点以上 55 点未満	50 点未満	加算する場合の上限は、＋50 とする。 減算する場合の下限は、なし。
－１０	－２０	－３０	

※工事成績は、市、上下水道局、市立四日市病院が発注したもののうち、工事成績評定を行ったもので、平成２２年度に発注し、年度内に完了・検査したもの（繰越・債務負担により平成２２年度に完了・検査したものも含む）を対象とします。

【ＩＳＯ認証取得】

ＩＳＯの認証取得者については、各業種ごとに加点します。

９０００シリーズ取得者　　＋５

１４０００シリーズ取得者　　＋５

両シリーズ　取得者　　＋１０

（２）完成工事高について

完成工事高は、経営事項審査結果通知書に記載されている完成工事高の「2 年又は 3 年平均」とします。

（３）技術者の数について

経営事項審査結果通知書に記載されている技術職員数をもって１級２級の技術者の数とします。

技術者要件の国家資格は、次のとおりです。

土木一式・・・土木施工管理技士又は建設機械施工技士とする。

建築一式・・・建築施工管理技士又は建築士とする。

舗装　　・・・土木施工管理技士又は建設機械施工技士とする。

2. 条件付一般競争入札

本市では、５０万円以上の建設工事（営繕工事にあっては１００万円以上）について、原則として条件付一般競争入札を実施しています。

・原則として、毎週水曜日に公告します（上下水道局は毎週火曜日）。

・入札の公告は、市役所正面玄関横及び調達契約課前の掲示場（上下水道局、市立四日市病院はそれぞれ所定の掲示場)、ホームページ、建通新聞に掲出します。

・入札方法は郵便による入札とします。必ず指定された郵送方法によるものとし、公告ごとに定められた郵送期間に入札書を送付してください。郵送方法は必ず書留等によるものとし、これを誤るとその入札は無効となります。郵便入札の詳細については本市調達契約課ホームページをご覧ください。

・入札参加条件等については、共通事項以外は工事発注ごとに異なりますので、各公告内容を確認してください。

・入札参加者の中から１名の方に入札（開札）の立会いをお願いしますので、依頼を受けた方は必ず指定された開札日時に来庁してください。

3. 予定価格の事前公表について

建設工事の条件付一般競争入札及び指名競争入札における予定価格(税抜き)は事前公表します。公表は、入札公告又は指名通知書への記載により行います。

4. 最低制限価格の設定と算出方法について

最低制限価格の範囲は、予定価格の３／５～１７／２０の範囲内で下記の考え方により算出される額を最低制限価格とします。

ただし、下記の考え方により算出された金額が予定価格の３／５を下回るときは３／５（万円未満切り上げ）とし、１７／２０を超えるときは１７／２０（万円未満切り捨て）とします。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえて設定するものとします。

○算出方法

※下記の合計金額に１万円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てとします。

【建設工事】

①一般土木工事（上水道工事除く）

直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.7＋一般管理費×0.3

②一般土木工事（上水道工事）

材料費×0.83＋直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.7
＋一般管理費×0.3

※材料費は管弁類・機械等購入費とし、直接工事費は材料費を含まないこと。

③建築工事等

〔一　　般〕直接工事費×90％×0.95＋共通仮設費×0.9
＋（直接工事費×10％＋現場管理費）×0.7＋一般管理費×0.3

〔解体工事〕直接工事費×90％×0.95＋共通仮設費×0.9
＋（直接工事費×10％＋現場管理費）×0.7＋一般管理費×0.3

※建築工事に付随する設備工事は上記〔一般〕に準ずる。

④鋼橋製作・架設工

直接工事費×0.95＋（間接労務費＋共通仮設費）×0.9
＋（工場管理費＋現場管理費）×0.7＋一般管理費×0.3

⑤水管橋製作・架設工

直接製作費×0.95＋間接労務費×0.9＋（工場管理費＋設計技術費）×0.7
＋直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9＋（現場管理費＋据付間接費）
×0.7＋一般管理費×0.3

⑥機械設備製作・据付工（上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く）

（直接製作費＋直接工事費）×0.95＋（間接労務費＋共通仮設費）×0.9
＋（工場管理費＋設計技術費＋現場管理費＋据付間接費）×0.7
＋一般管理費×0.3

⑦電気・通信設備工事（上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く）

機器単体費×0.83＋直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9
＋（現場管理費＋機器間接費）×0.7＋一般管理費×0.3

⑧上水道機械設備工事

機器費×0.83＋直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9
＋現場管理費×0.7＋一般管理費×0.3

※機器費は管弁類・購入機器費とし、直接工事費は機器費を含まないこと。

⑨上水道電気工事

（機器費＋製作原価）×0.83＋直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9
＋（現場管理費＋据付間接費＋設計技術費＋指導員派遣費）×0.7
＋一般管理費×0.3

※機器費には購入機器費を含むこと。

⑩下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

機器費×0.83＋直接工事費×0.95＋共通仮設費×0.9

＋（設計技術費＋現場管理費＋据付間接費）×0.7＋一般管理費×0.3

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とします。

※共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とします。

※共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとします。

5. 工事費内訳書の提出について

単価契約を除く全ての工事に工事費内訳書の提出を求めます。この場合、郵便入札において入札書に同封して提出してください。なお、所定の工事費内訳書の添付がない場合には、当該入札は無効となります。

6. 施工体制の点検等について

（1）建設工事について、四日市市施工体制点検マニュアルに基づき、現場及び提出書類において、次のことを点検しますので工事担当課の指示に従ってください。

○現場に配置する技術者等

現場代理人、主任技術者（監理技術者）等の常駐状況、及び施工体系図、施工体制台帳の整備状況

○一括下請負の疑義

○相入札者の下請負の禁止（指名競争入札に付したものに限る）

（2）一括下請負の禁止

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において一括下請負が禁止され、一括下請負の疑義がある工事については、市としての対応をとった後、当該工事の受注者である建設業者が建設業許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事へ通知します。

（3）指名競争入札における相入札者（同一工事の入札参加者）の下請負の禁止

建設工事について、相入札者を下請負人（再下請負以降の下請負を含む）にすることを禁止しています。ただし、入札執行前に入札辞退の届出がされた場合は相入札者とみなしません。

7. 配置予定の現場代理人、主任技術者、監理技術者（以下、「技術者等」）等について

（１）工事現場に配置する技術者等は、建設業法及び四日市市工事請負契約書の契約約款に基づき適正に配置してください。

（２）本市では現場代理人にも主任技術者と同等の資格要件を求めています。

（３）技術者等を開札日までに適正に配置できなくなった場合は、開札日の前日までに入札辞退の申し出をしてください

（４）同一の配置予定技術者等で複数の一般競争入札に参加申し出をする場合は、開札日時上、先に落札したものを優先します。

（５）技術者等が適正に配置されない場合は入札参加できません。

（６）現場代理人・技術者選任通知書提出後の技術者等の変更は原則として認めません。ただし、事前審査型一般競争入札においては、一般競争入札参加資格確認申請時に記載した技術者等の変更（予備の技術者等の追加を含む）は、入札書の郵送期限までに限り認めます。

（７）一般競争入札開札時において、技術者等に手持ち工事があることにより、配置できない場合は、その技術者等での入札参加確認申請はできません。ただし、開札日までに工事が完成する場合は、開札日の前日までに工事完成届が受理されることを条件として、その技術者等で申請することができます。

（８）技術者等は、請負業者と３ヵ月以上の直接的な雇用関係があることを求めます。３ヵ月以上の雇用関係については、社会保険、雇用保険などの公的な書類（以下、「社会保険等」）をもって確認します。ただし、社会保険等を提出できない場合は、市に技術者等の届出をしてから３ヵ月以上経過してからとします。

（９）経験年数により主任技術者となり得る資格のある者（以下、「実務経験者」）については、経営事項審査申請書の技術職員名簿に記載のある者に限定します。ただし、現在、四日市市が管理する技術者名簿に登録されている実務経験者は、新基準による経営事項審査で実務経験の登載がなくても、引き続き実務経験者として登録します。

(10) 営業所の専任技術者であっても、予定価格 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）未満の工事にあっては、１件に限って工事請負約款に規定する現場代理人を兼ねることができます。

(11) 契約書提出時に、建設許可官庁に提出する「建設業許可申請書様式八号(1)又は(2)（第３条関係）【専任技術者証明書（新規・変更）又は専任技術者証明書（更新）】」の副本の写し（最新のもの）を提出してください。ただし、2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）未満の請負工事については、提出不要とします。

(12) その他技術者の取扱いについては、別途ホームページをご覧ください。

8. 工事成績、現場事故による入札参加資格停止

（１）工事成績が下記の点数の場合、入札参加資格停止とします。

・49 点以下の場合　　１回目で入札参加資格停止

・59 点以下の場合　　２回目の時点から入札参加資格停止（過去２年間）

（２）本市発注工事において、請負業者の責に帰するもので施工管理が不適切であったため、既設施設等に損害事故を起こした場合は、入札参加資格停止の対象とします。

9. 変更届の提出について

本市業者名簿の登録内容に変更があった場合（個別申請書類以外）は、「三重県・市町・四日市港管理組合共同入札参加資格変更手続要領」を確認の上、『共通変更届』に必要書類を添えて速やかに（公財）三重県建設技術センターへ提出（郵送のみ。宅配便可）してください。

なお市内本店の業者については、個別申請書類（「使用印鑑届」「技術職員名簿」）の内容に変更があった場合は、『四日市市入札参加資格申請書　個別申請書類変更届』に必要書類を添えて速やかに調達契約課へ届け出て（郵送可）ください。

10. 追加登録について

新規又は業種の追加登録の申請をされた方は、本市入札参加資格審査会において参加資格有無の審査を経て、３ヶ月毎（６・９・１２・３月）に調製される追加名簿登載後、当該工種の入札に参加できます。

以　　上